



# 議会だより

**第100号**  
 平成20年3月1日  
 編集・発行  
 議会だより編集委員会  
 電話 (22) 0612  
 富士吉田市議会事務局

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai.html/index.html>



平成19年度 後期 山梨県市議会議長会議員合同研修会

## — 12月定例会 —

20日	18日	17日	14日	12日	12月6日	日程
○各議員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 (閉会)	○建設水道委員会 ○付託議案の審査	○文教厚生委員会 ○付託議案の審査	○総務経済委員会 ○付託議案の審査	○追加議案 ○市政一般質問	○本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 (閉会)	内容

会  
期  
日  
程

編集委員会

委員長

- 宮下 正男
- 奥脇 和一
- 宮下 和豊
- 佐藤みどり
- 渡辺 孝夫
- 渡辺 利彦

# 12月定例会

## 平成19年度一般会計補正予算(第3号)を可決

平成十九年十二月定例会は、十二月六日開会され、十五日間の会期を終えて十二月二十日に閉会しました。

この定例会では、平成十九年度一般会計補正予算(第三号)など補正予算九件、市税条例等の二部を改正する条例の制定など条例の制定二件、条例の一部改正一件、人事案件二件の市長提出議案など合計十四件を審議し、すべて可決、同意しました。

議員提案の意見書二件を可決しました。

市政に対する一般質問は三人の議員が行い、執行者の考えをただしました。

### 上程案件一覧表

#### (補正予算)

- ・ 平成19年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)
- ・ 平成19年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ・ 平成19年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第1号)
- ・ 平成19年度富士吉田市一般会計補正予算(第4号)
- ・ 平成19年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ・ 平成19年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ・ 平成19年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ・ 平成19年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)
- ・ 平成19年度富士吉田市水道事業会計補正予算(第2号)

#### (条例の制定)

- ・ 富士吉田市税条例等の一部を改正する条例
- ・ 富士吉田市長期継続契約の締結に関する条例

#### (条例の一部改正)

- ・ 富士吉田市職員給与条例

#### (人事)

- ・ 富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任
- ・ 人権擁護委員の推薦

#### (意見書)

- ・ 教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書
- ・ 駐車規制及び駐車許可制度の運用に関する警察庁通達の見直しを求める意見書

# 委員会の 審査から

## 総務経済委員会

### 審議案件

①富士吉田市税条例等の一部を改正する条例の制定について

②富士吉田市長期継続契約の締結に関する条例の制定について

③平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算（第三号）

④富士吉田市職員給与条例の一部改正について

⑤平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算（第四号）

### 審査結果

①富士吉田市税条例等の一部を改正する条例の制定でありまして、納税しやすい環境整備を行う観点から国民健康保険税及び介護保険料の納期を現行の四期から八期に変更するなど、所要の改正を行うため、制定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

約の締結に関する条例の制定でありまして、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、物品の借入れ又は役務の提供を受ける契約についても長期継続契約の締結ができるようになったことから、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、長期継続契約の締結に関する条例の制定については、運用上の必要な事項は、規則で定めていくことになるが、予算は単年度主義であり、役務などの業務委託において三年間の長期継続契約とするとその間他の業者が参入する機会が失われるなどの恐れがあるので、その点にも十分配慮した公平、公正な運用を図るべきであるとの指摘がありました。

③平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算第三号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ二億千五百四十一万五千円を減額し、総額を百七十八億九千八百八十円とするものであります。

歳入では、国庫支出金四千八百五十四万四千円、負担金二千八百四十八万四千円等を増額し、基金繰入金一億七千四百九十九万三千円、市債一億四千四百七十万円を減額するものであります。

歳出では、教育文化振興基金費九千五百五十二万八千円、公共施設整備基金費二千八百四十八万四千円、農地費二千七百三十五万七千円等を増額し、（仮称）市民文化エリア整備費四億八百二十八万四千円を減額するものであります。

また、（仮称）市民文化エリア整備事業の継続費につきましては、総額、年割額を変更し、（仮称）市民文化エリア整備事業四千七百三十三万二千円、特定地域まちづくり事業二億千五百四十四万五千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、（仮称）市民文化エリア整備事業については、平成十九年六月の議会において、整備プランを策定し事業を進めていくとの説明があったことから、本来の手順として、基本設計と実施設計は分けて予算計上をすべきであり、そのことが市民の意見を尊重することにつながるとの指摘がありました。

また、まちづくり交付金に係る事業の完成期限があることから、財源を有効に活用するためにも、早期に市民に良い施設を提供すべきであるとの意見がありました。

また、まちづくり交付金の交付要件である平成二十二年度までの工期の延長が可能になるよう努力すべきであるとの意見がありました。

総括質疑において、基本設計が終了した時点で議会への説明や協議をすることが大切であり、本来の手順を踏んで進めて欲しいとの意見がありました。

また、奥協和一委員から基本設計と実施設計を合わせた委託料の補正予算であるが、実施設計分については分けて計上すべきであるので、修正案を提出する旨の発言があり、修正案が提出され、説明がありました。

次に、修正案に対する反対討論として、本施設の建設は、市民要望の高い事業であり、財源もまちづくり交付金を活用していることから、平成二十二年度の期限までに完了するため、事業工程の効率化を図る必要がある。また、執行者は、基本設計の段階で議会に報告し、協議を行い了承を得た後、実施設計に入る考えであり、議会を軽視するものでもなく、設計業務の期間を短縮するための措置として適正であると判断し、修正案には反対であるとの討論がありました。

これに対して賛成討論として、今回の補正予算においては、基本設計と実施設計を合わせた委託料であり、これは事業の本来の進め方から乖離しており、基本設計と実施設計は分けて予算計上すべきであるので、修正案に賛成であるとの討論がありました。

# 委員会の 審査から

その結果、修正案に対する起立採決を行い、反対多数で否決されました。なお、原案に対する採決を行い、妥当と認められますので原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、奥協和一委員より少数意見の留保の申し出があり、所定の賛成者がありましたので、会議規則第七十四条の規定に基づき留保が決定されております。

「富士吉田市職員給与条例」の一部改正でありまして、人事院勧告に基づき「一般職の職員の給与に関する法律」等の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、職員給与については、人事院勧告に基づいての条例改正であるが、厳しい財政状況であるので、本市独自の給与体系も検討すべきであるとの意見がありました。

また、正職員と臨時職員の格差は益々広がる状

況にあり、保育園においては、正職員と臨時職員の数に差が無く、給与の格差により職員の意欲にも影響するので、本来の臨時職員のあり方について、検討すべきであるとの意見がありました。

%平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算第四号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ一億二千九百七十七万七千円を減額し、総額を百七十六億八千七百九十九万一千円とするものであります。

歳入では、財政調整基金繰入金一億二千九百七十七万七千円を減額するものであります。

歳出では、国民健康保険特別会計繰出金百五万一千円を増額し、介護保険特別会計外二特別会計の繰出金五百六十六万六千円、職員手当等の人件費一億千六百四十四万二千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 文教厚生委員会

### 審議案件

！平成十九年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

”平成十九年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

#平成十九年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

\$平成十九年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

### 審査結果

！平成十九年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第二号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ二千四百九十六万二千円を追加し、総額を五十九億六千六百七十六万四千円とするものであります。

歳入では、財政調整基金繰入金二千四百九十六万二千円を増額するものであります。

歳出では、国保事業委託料二千四百九十六万二千円を増額するものであり、起立採決の結果、賛

成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、年金受給者は、平成二十年十月から介護保険料と国民健康保険税が同時に年金額から引かれることになるので、減免措置等を講ずるよう検討すべきであるとの要望がありました。

”平成十九年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第三号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ百五十一万一千円を追加し、総額を五十九億六千七百八十一万五千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金百五十一万一千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費百五十一万一千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#本案は、平成十九年度

富士吉田市介護保険特別会計補正予算第三号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ百五十三万三千円を減額し、総額を二十四億四千七百八十一万三千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金百五十三万三千円を減額するものであります。歳出では、一般職給、職員手当等の人件費百五十三万三千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

\$平成十九年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算第一号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ三百三十一万一千円を減額し、総額を一億八千九百六十七万二千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金三百三十二万二千円を減額するものであります。

歳出では、一般職給、共済費の人件費三百三十一万一千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

# 委員会の 審査から

## 建設水道委員会

### 審議案件

①平成十九年度富士吉田  
市水道事業会計補正予算  
(第一号)

②平成十九年度富士吉田  
市下水道事業特別会計補  
正予算(第二号)

③平成十九年度富士吉田  
市水道事業会計補正予算  
(第二号)

### 審査結果

①平成十九年度富士吉田  
市水道事業会計補正予算  
第一号でありまして、資  
本的支出の建設改良費を  
九百二十五万円増額し、  
総額を四億二千三百四十  
七万三千円とするもので  
あり、妥当と認められま  
すので、原案のとおり可  
決すべきものと決しまし  
た。

②平成十九年度富士吉田  
市下水道事業特別会計補  
正予算第二号でありまし  
て、今回歳入歳出からそ  
れぞれ二十六万二千円を  
減額し、総額を十五億七  
千三百九十一万四千円と  
するものであります。  
歳入では、一般会計繰

入金二十六万二千円を減  
額するものであります。

歳出では、一般職給、  
共済費の件費費二十六万  
二千円を減額するもので  
あり、妥当と認められま  
すので、原案のとおり可  
決すべきものと決しまし  
た。

なお、審査の中で、総  
括質疑において、下水道  
事業は多くの負債を抱え  
ており、今後の事業の進  
め方を検討すべきである。  
また、下水道事業特別会  
計は、一般会計からの繰  
出金の占める割合が大き  
いので、一般会計とのバ  
ランスを考えて事業を進  
めるべきであるとの指摘  
がありました。

③平成十九年度富士吉田  
市水道事業会計補正予算  
第二号でありまして、資  
本的支出の建設改良費を  
十八万五千円増額し、総  
額を四億二千三百六十五  
万八千円とするものであ  
り、妥当と認められます  
ので、原案のとおり可決  
すべきものと決しました。

## 人事案件

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

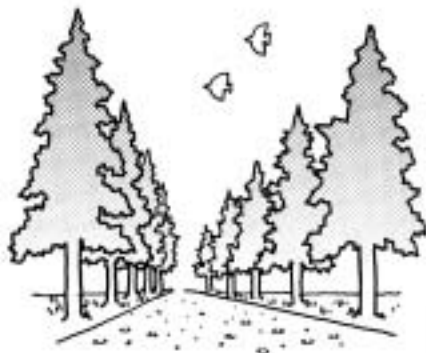
榊 勲 氏

(上吉田三丁目十三番二十一号)

人権擁護委員

堀内きぬよ氏

(上吉田五五八一番地の一)



# 12月市政 一般質問

十二月十二日本会議において、次の議員によって一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館において閲覧できます。

(質問順)

- 横山 勇志 議員
- 秋山 晃一 議員
- 松野 貞雄 議員



横山勇志議員

## ①先端環境技術と融合するまちづく りと教育機関の誘致について

### 「二回目の質問」

これからのまちの在り方として、本市を日本の環境先進地域の拠点とし、企業、研究施設、市民が協力し合いながら、先端環境技術を有効活用し、かつ、循環型環境文化圏を構成する実験都市にすることが、将来を見据えたビジョンであると考えている。

本市が先端環境技術を持つ企業を誘致することは、日本の産業界の要請に照らしても必要な政策であり、さらには、そ

れらを支援する研究所や教育機関の誘致も同時に必要である。これは、市長が現在進めている慶應大学との連携とも関連しているが、市長の考えを伺う。

また、誘致のみにとどまらず、本市が環境や景観を含めた総合的な市民参加型の環境立市への取り組みを実現したならば、国内外から多くの人が訪れる新しい観光地となり、これは、本市を中心とした富士北麓地域が「環境のテーマパーク」と位置

づけられる新しい産業の起爆剤になるものと考えられる。そこで、そのための第一歩として、環境先進地域の宣言を市長自ら外に向けてアピールを続けることが重要だと思いが、以上のコンセプトや環境、景観に関する市長の考えを伺う。

「二回目の市長答弁」  
企業や教育機関等の誘致について、本市は、富士山を有するすばらしい自然環境と首都圏に近い良好な立地条件等を備えており、清らかな空気と清涼な水という貴重な資源に恵まれている。

既に、これらの資源を求め、精密機械関連企業やミネラルウォーター生産企業が進出するなど、本市は企業誘致のための高いポテンシャルを有した地域であることから、今後は環境保全に貢献できる新たな産業の創出や教育機関も含む関連企業等の誘致などに努力して参る。

これらの一歩を一つの背景として、市議会の御理解をいただき、今月4日には、山梨県並びに慶

應義塾との連携のための協定を締結したところである。今後は、この協定に基づき、様々な連携を始めることになるが、本市の地域力と慶應義塾の創造力とを融合させ、本市独自の方向性を導き出して参りたいと考えている。

環境先進地域の宣言及び環境、景観に関する考えについては、本市は、富士吉田市総合計画に示された将来像を具現化するため、環境先進都市として、さまざまな事業を積極的に推進している。

今後においては、富士吉田市環境基本計画等をさらに推進し、先人から引き継いだ恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくためには、市民、事業者、行政等の各主体の参加と協働が必要であり、一人ひとりが、環境に対する自らの責任を自覚しつつ、地域を挙げて、より良い環境をつくっていかうという意識の高まりが、望ましい環境像であるので、市民参加型の環境立市の実現を目指すため、なお一層、市民等への意識醸成を図りつつ、

環境先進都市としての取り組みを、市内外に向け広くアピールして参りたいと考えている

### 「二回目の質問」

教育機関の誘致問題と慶應義塾であるが、市長答弁では、多くの市民は具体的な未来像が想像できないので、今後の「推進委員会」での具体的な内容を広く市民に伝えるべきであると考えている。

知的支援に関連した動きとして、市民レベルで県立産業技術短期大学校を誘致する運動が進行中であるが、同大学の誘致構想の中には、地元企業の協力を得ながら、講師陣として知的支援を受け運用していくことも想定されている。

同大学校誘致が実現すると、企業と教育機関と住民の具体的な連携が完成するものであり、同様に慶應義塾の知的支援も企業との連携を視野に入れて取り組んでいくことが本市の発展に寄与すると思うが、市長の考えを伺う。

本市の環境政策は市民まで行き届いているのか疑問であるが、本市には

他と差別化しやすい富士山という環境があり、この利点を活用することが必要である。環境対策の根本は、住民を含め、市長や本市の気構えが大切な要因であり、その気構えの表現の近道は、市長自身の環境先進地域の宣言であり、国内外に向けてのアピールである。具体的には、市長車を手始めに公用車をエコカーに切り替えることや市民へのハイブリット車購入補助等の施策、さらにはソーラーカーレース開催のような環境イベントを実施することも大切なアピール方法だと思ふ。その一歩進んだ行為の積み重ねが本市のブランド力を高め、企業誘致等を有利に展開できるはずである。環境を企業理念に取り入れている企業の誘致に関していえば、先端環境技術の企業は、大企業以外でも将来性のある優秀な企業や市場を独占している企業も数多い。それら企業が環境と景観に配慮した街並みの中に誘致され、住民は企業技術の実験に積極参加し、行政や大中小企業あるいは教育

機関とともに歩んでいく将来像を描き、アピールすることこそ執行者の大切な責務だと思うが、以上を踏まえた上で、市長の前向きな答弁を伺う。

【二回目の市長答弁】

慶應義塾との連携については、市長就任早々から私の優先課題としての位置づけを行い、山梨県からの御協力を仰ぎ、両者お互いがまず理解を深め合うことから始め、様々な協議を重ねてきたところである。

過日、こうした取組みと市議会の御理解が協定の締結に結びつき、今後は、慶應義塾、山梨県及び本市等で構成する「推進委員会」を組織し、知的支援を受けるとともに、広く市民の皆様からも御意見を伺いながら本市が独自のまちづくりを進める上で、早急に結果を求めることなく、中長期的な視点に立ち、様々な可能性を探って参りたいと考えている。

目指すところの一つとして、慶應義塾との連携を核として、富士北麓地域における産学官などのより大きなネットワーク

づくりへと発展させ、この地域にふさわしい新たな産業おこしなどに結びつけて参る。

このことは、若年層人口の定着や産業振興策などの地域振興策についての提言に、相通ずるものと考えている。

加えて、この産学官の「学」については、まさに教育機関であり、県立産業技術短期大学の誘致についても、ネットワークづくりの過程でその必要性について明確な位置づけがなされるなど、熟度の高まりを見計らい、富士北麓地域全体の課題としなければならぬと考えている。

先端環境技術と融合するまちづくりについては、本市においては、環境基本条例に基づき、「環境について知る機会の創出」、「まちをきれいにする運動の推進」、「富士山の自然と歴史・文化を学び環境保全の意識の高揚」、「ごみ減量化の推進」、「自然エネルギーの利用促進」という5つの重点プロジェクトを定め、環境に対する施策を進めてきたところである。

特に、自然エネルギー利用促進については、先ほど答弁申し上げたとおり、太陽光発電や水力発電などへの取組みをはじめ、公用車の低公害車化を積極的に進めているところである。

さらに、本年度においては、明見湖の自然環境を保全するとともに、自然体験学習や環境教育の拠点ともなる明見湖公園を地元主導方式により整備したところである。

今後においては、さら

「二回目の質問」  
県では、郡内地域への小児初期救急医療センターの設置を明らかにし、知事の公約を経て平成二十年に郡内地域にも開設する予定となつていますが、諸条件から本市に設置することが最適であると考へる。

そこで、現在、県主導により設置場所の選定に入っているということから、本市に当該センターが設置されるよう実現に向けて関係機関に働きかけるべきと考へるが、市

②医療体制について

にこれらの取組みを積極的に展開していくとともに、市民への周知はもとより、全国に向けても広くアピールして参りたいと考えている。

また、環境を企業理念に取り入れている企業の誘致については、環境負荷の少ないこととより、本市の優れた自然環境をイメージ戦略として、また、企業資源としても活用できるような企業の誘致についても取り組んで参りたい。

長の考えを伺う。

全国的にも医師・看護師不足が顕著になつている中、市立病院では多くの医師が過酷な勤務をしている状況であり、看護師においても医療の高度化などによる業務の拡大等、年々負担が増加し、労働条件が悪化し、さらには、昨年四月の診療報酬改定により看護師獲得競争が激化し看護師不足が生じている問題がある。

このような状況の中で地域の医療を守るため、医師や看護師を十分に確

# 12月市政 一般質問

保するため働きやすい労働条件や環境づくりが必要と考えるが、労働条件や環境の改善について、市長の考えを伺う。

## 「二回目の市長答弁」

医療従事者の確保対策については、現在、公立病院をめぐる国の動向においては、十一月に公立病院改革のガイドライン案が公表され、公立病院の経営改革計画の策定と公表が義務づけられている。これは、公立病院の赤字経営にメスを入れていくことで自治体の財政健全化を図るという意図であるが、病院の経営面だけが大きく取り扱われ、地域での公立病院の役割特性、医療の質についての検討が無い中で病院改革では、甚だ難しいこととなるのではないかと危惧している。

このような状況下で、地域に安全な医療を安定して提供できる公立病院であり続けるためには、医療従事者の確保が必須であり、執務環境や労働環境の改善など、医療従事者の勤務体制の整備が前提となるものである。

私は、医療従事者の確

保のため重要になるのは、市立病院の役割の明確化であろうと考えている。本地域で病院勤務医の業務は、非常に広範囲に及び過重な勤務状況を生みだしている要因の一つになり、一次二次医療体制の整備が課題となっている。

このため、他の公的病院や民間医療機関との役割分担を図りながら、市立病院の担うべき役割を明確にし、負担を極力なくしていくことが、医療従事者の負担軽減を図る上で重要であると考えている。

今、富士・東部医療圏では、小児初期救急医療センターの開設に向けての準備が進んでおり、また、産科の機能集約化についても専門部会が設置され、検討が始まっている。これにより、当該診療科の病院勤務医の負担は軽減されるものと思われる。

また、一般外来の土曜休診等の実施による医師、看護師をはじめとする医療従事者の勤務体制の改善などを検討すべきであると考えている。

## 「二回目の質問」

一回目で、市立病院が安全な医療を安定して供給するためには、医療従事者の確保が必須であり、そのためには執務環境や労働環境の改善など、医療従事者の勤務体制の整備を前提として、市立病院の役割の明確化が重要になると答弁しているが、市長の考える市立病院のあるべき役割・機能について伺う。

また、医療従事者の勤務体制の改善策として、一般外来の土曜日休診を述べているが、具体的な検討を行っているならば、その取組み内容について伺う。

## 「二回目の市長答弁」

市立病院のあるべき役割・機能については、市立病院は、市民をはじめ富士・東部医療圏域内の皆様の健康保持に必要な医療の提供と確保及び保健衛生の向上等を目的に設置、運営している。

しかし、果たす役割には自ずと制約があることも御理解をいただきたい。

私は、市立病院を良好に運営・維持していくためには、今まで以上に市

立病院と診療所との連携、いわゆる「病診連携」が必要であると考えている。

これには、比較的症状の軽い方は、一次医療としていわゆる「かかりつけ医」の診療により日頃の健康保持に努めていただき、入院や手術が必要な比較的症状の重い方は、市立病院で二次医療を受けていただくなど、市立病院と診療所がそれぞれの役割と機能を分担する中で、地域医療を提供するための体制を確立することが重要であると考えている。

次に、一般外来の土曜日休診については、まず、救急患者の皆様には最善を尽くすことは当然のことであり、その他の課題なども検討するため現在、山梨赤十字病院との相互協力体制や地元医師会との病診連携による協力体制など、協議・検討を行っているところである。

いづれにしても、市立病院は、特に産婦人科や小児科の医師を確保するなど、万全な体制で住民の皆様の治療ニーズにお応えしている。

分には確保していくためには、適正な労働環境の整備及び負担軽減に努め、関係各機関、地域住民の方々の御理解、御協力をいただく中で、市立病院の役割・機能を十分発揮できる地域医療提供体制の確立に努め、安全で安心な医療サービスを提供して参りたいと考えている。

## 《市立病院事務長答弁》

横山議員の一般外来の土曜日休診については、現在、山梨赤十字病院とは関係職員による調整のための話し合いを行っているが、具体的には、休診日が重ならないような隔週での休診を検討しているところである。

また、救急患者の受入れについては、なお一層の体制整備のため、救急時の受入れ時間のスムーズな切替え方法の検討など、病院の役割分担についても話し合いを行っている。

さらには、地元医師会との病診連携の充実及び隔週休診に向けての協議も進んでいる。

今後医療従事者を十





秋山晃一議員

①後期高齢者医療制度について

「二回目の質問」

七十五歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度について、次の四点について市長の考えを伺う。

- ①本制度の廃止あるいは全面的な見直しを求めて国や関係機関に声をあげていくべきではないかと思うが考えを伺う。
- ②保険料を少しでも低く抑えるために収入の一つである補助金を投入することを県に対して求めていくことが必要だと思いが考えを伺う。
- ③保険料の徴収を直接実施するのは市町村であるため、市独自の運用として低所得の高齢者に対しては減免制度をつくるべきだと思いが考えを伺う。
- ④資格証明書の発行については老人保健法の主旨を受け継いで発行すべき

「二回目の市長答弁」

後期高齢者医療制度の廃止あるいは全面的な見直しを国や関係機関に求めていくことについては、我が国は急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化などに直面している中で、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を持続可能とするため、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた高齢者世代と現役世代の負担を明確化した公平で分かりやすい制度が必要であると認識している

後期高齢者医療制度の廃止あるいは全面的な見直しを求めるときは考えていない。後期高齢者保険料への県の補助金については、後期高齢者医療制度における医療費の負担割合は、

全体の半額を高齢者からの保険料一割と七十五歳未満からの後期高齢者支援金四割で賄い、残りの半額は国の定率国庫負担と調整交付金、さらには定率の県及び市町村負担金で賄うこととされており、県と市町村の負担は、現行の老人保健制度と同様に同率割合として法定化されていることから、今後、県内市町村の動向等を注視しながら対応して参りたい。

観点から、国民健康保険と同様に有効期限の短い被保険者証を発行することもできるので、国民健康保険と同様、きめ細かい納付相談等を行って参る。

「二回目の質問」

公平な制度という答弁だが、高齢者医療費負担が無料から三割まで負担の公平を名目に行われてきたが、市長はその点を洞察して市政の執行に当たるべきである。また、公平な制度とは、高齢者の心身の特性や診療費の状況を考え医療費負担を行政が軽減してきたこれまでのやり方だと考える。さらには、国保財政でさえ苦しいことを考えると、高齢者だけを対象にした医療保険を作れば、更なる負担増か、病院に行くのをやめさせることになる。すなわち診療の抑制以外に、この制度を持続させる道はないのは明らかである。この新たな負担を求めるやり方に対し、地方公共団体の長として住民の生活を守る立場から知恵を絞るべきではないか。再度、この制度に対する市長の見解に変わ

りはないかを伺う。資格証明書の発行について、被保険者証の返還により資格証明書の交付を受けた七十五歳以上の高齢者が、病院窓口にて十割の診療費を支払わなければならないこと自体が「特別の事情」ではないか。困窮者救済の立場では、こうした考えも可能ではないか伺う。

「二回目の市長答弁」

後期高齢者医療制度については、日本が世界に誇る国民皆保険制度を次世代に継承するためにも、高齢者の方々が今までどおり安心して医療を受けられる環境づくりのためにも、後期高齢者医療制度は必要な制度であると認識している。

高齢者の医療機関における窓口負担は、老人保健法による制度と同様であり、高齢者特有の条件を考慮しての医療費負担である。

被保険者資格証明書の発行については、「特別の事情」とは、災害を受けた場合や事業を廃止した場合などであり、困窮者救済の意味合いからの軽減措置等については、

# 12月市政 一般質問

すでに制度化されている。医療機関窓口での十割負担については、保険料の納付が年金からの天引きであることや普通徴収の場合の保険料7割軽減などから、被保険者資格証明書の発行割合は、全体の〇・一%未満であり、仮に十割を支払った場合についても、療養費払いの申請をすることにより

保険給付分を戻すことも制度化されている。この制度が山梨県全体で運営されていることや納付者との公平性の観点をも考慮すると、被保険者資格証明書の発行については、それに至る経緯が重要であると考えており、納付相談の充実を図っていく中で対応して参る。

## ②北富士演習場について

### 「二回目の質問」

世界的にも著名な富士山の麓での国際会議を、また世界文化遺産の面などから、平和な富士山をアピールできることが大切である。そこで、市の行政区域でもあり関係の深い北富士演習場について将来的な富士北麓地方の活用を見越して「段階的縮小と全面返還」を求めていくべきと考えるが市長の見解を伺う。

「鷹の穴」は、世界遺産登録にむけた資産候補リストにも上げられていない。多くの人が自由に散策できることと貴重な遺産を保護し、次の世代に伝えていくためにもこの地域を演習場から外すように求めていくべきと考えるが、市長の答弁を求めらる。

ストにもあげられていない。また、この樹型群が万が一にも誤射によって、あるいは別の物理的な方法によって破壊されないとも限らない。これらも保護、保存していくためにも国に対して天然記念物に指定するように働きかけることが必要だと思いが、考えを伺う。

また、溶岩樹型の保護地域として休日には見学できるようにすること、世界的にも貴重であることを示す看板などを立て、散策路を整備するなどしてできる限り防止策として溶岩樹型がそこにあることをはっきりとわかるようにすることが必要だと思いが、考えを伺う。

### 「二回目の市長答弁」

北富士演習場の段階的縮小と全面返還については、演習場の段階的縮小と全面返還は、私どもの共通した理念であり、現在の北富士演習場のおかれている状況等を勘案し、関係機関の動向などを見る中で対処して参る。

次に、「雁の穴」周辺地域の演習場からの除外については、北富士演習

場の段階的縮小と全面返還と併せて対応して参りたいと考えている。

《教育長答弁》

質問の溶岩樹型群については、すでに調査が実施され、その学術的価値について十分に認識しているところであり、天然記念物の指定は、周辺地域においてすでに同種のもの3件が指定を受けていることなどから、新たな指定は非常に難しい状況であると認識している。

したがって、溶岩樹型群の保護については、これらを破損しないよう、国や関係機関に適切な措置をとっていただくよう協力を求めることが現時点でできる最良の方法であろうと考えている。



松野貞雄議員

## 職員の意識改革について

### 「二回目の質問」

職員の執務態度を見ると、行政改革の取り組みや意欲はそれなりに理解できるが、迫力に欠け、スピーディー・タイムリーに仕事ができていない。これは組織機構改革が単なる機構いじりで終わっているためだと思う。また、従来からの慣習を受け継ぎ、改革に手をつけたくないという風潮から脱しきれず、改善が感じ

られないと思うが、答弁を願う。

職員の一部には全体に対する奉仕観念のない人も見られ、全体への悪影響も懸念される。任命権者はもとより、管理職職員は、常日頃から厳正な姿勢で職員がサービスピリットに徹し、全体の能率が向上するよう指揮監督されているのか、伺う。

病気や喪中と偽って休暇を取っている職員がい

るように聞いているが、現在の職員の服務、勤務の専念状況について、どのような認識を持っているか、また、職員の汚職防止のためにどのような具体策を講じているのか答弁願う。

職員の接遇等について九月議会で「挨拶運動を実施、各職場への接遇リーダーの設置」などの答弁をしているが、具体的な変化が見えない。職員一人ひとりが素直に市民と挨拶を交わすならば、

明るい市役所に変わり、暖かさや緊張感などから信頼感を高め、共同体意識も形成されると思う。市長は明るい庁舎と挨拶による奉仕感についてどのように考えているか、答弁願う。

前市長の昨年の人事異動では、厳正公平を忘れた異動が行われたように思えるが、人事異動は公平に行われるべきである。また、職員の任用は成績主義が原則である。さらに、効率的な行財政運営には、少数精鋭主義で公務能率を最大限発揮することが重要である。来年の人事異動では、公僕と

しての意識と資質を持つ人、勤務成績等の実証に基づき異動でなければならぬと思うが、市長はやる気のある職員を厳正公正な立場で評価し登用されたらどうかと思うが、基本的な姿勢を伺う。

職員の給与について、役職ごとに公表すべきと思うが、市長の見解を伺う。

「二回目の市長答弁」

組織機構改革と職員の意識改革について、市民に信頼される市政を進めるためには、市民ニーズに迅速で柔軟に対応できる組織機構と職員の意識改革及び資質の向上が極めて重要であるとの考えから、組織機構改革を実施したものである。組織機構改革については、組織を支え構成する職員一人ひとりが改革の意図するところをよく理解し、実際に動き方を変え、最終的には組織がどのような動きを変えたかにより、改革に対する評価が定まるものと考えている。今後においても、時代にあったよりスピーディーに行政サービスを提供できる組織づくりを実施して

参る。また、職員の意識改革は、持続的・継続的に行わなければならないものと認識している。地方分権が本格化する中で、自己決定・自己責任のルールに基づくまちづくりを推進するために、人材育成基本方針の策定とともに人事評価制度を導入し、職員一人ひとりの意識改革や資質の向上につなげて参る。

次に、全体に対する奉仕観念についてであるが、全体の奉仕者として常に市民福祉の向上を目指し、市民感覚を持って行動するよう、機会をとらえながら周知してきたところである。

職員の服務勤務の専念状況については、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等の規定に従い、真剣に職務を遂行していると認識している。休暇の取得についても、もちろん法令、条例等の規定により取得しているものである。改めて公務員の職務に係る倫理の保持に努めるよう喚起させているところである。また、汚職

防止については、機会あるごとに公務員倫理の徹底と綱紀粛正を指導している。

明るい庁舎とあいさつによる奉仕感については、接遇及び窓口対応等の改善と窓口サービスの向上を図ることを目的とした組織を設置するとともに、接遇の指導者資格を持つ職員の活用を今以上に図り、親切丁寧な対応ができるよう職員への積極的な接遇研修を実施して参る。

職員の登用については、平成十七年度から職員の昇任に伴う試験制度を導入し、公平公正な登用を図ってきたところである。今後の登用についても、この試験制度を活用するとともに、職員の資質、勤務成績等を検証する中で、能力と意欲に満ちた人材を公平公正に登用して参りたいと考えている。

給与費の公表については、総務省による「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づき、ホームページにおいて公表しているところであり、役職ごとの給与については、その内容

や公表の方法などについて調査・研究し、条件が整い次第、公表して参りたい。

「二回目の質問」

組織機構改革では、組織の仕組みと同様に職員の意識改革が大切との答弁だが、市長や幹部職員が意識改革を打ち上げても、一般職員から盛り上がる意識改革でなければ市長の期待に応えることはできないと考える。再度答弁願う。

九月の財政状況の分析報告書の中身を見ると、歳入の根幹となる税収入は収納率が年々減少し、県内各市の平均よりも下回っているため収納率向上に努めるとしているが、庁内では無駄遣いや事務処理方法の改善などの課題に、垣根を越えた協力、話し合い、反省を持ちながら前例踏襲の弊害を転換すべきと思う。一例では、札幌市では幹部職員が滞納整理に回っているが、本市では、このような発想も意欲も感じられない。今この時期に改革や発想、行動の転換が急務であると考えているが、答弁を願う。

# 12月市政 一般質問

休暇の取得について、法令等の規定によることは、当然である。奈良県では、法定の届出をしたが実際にはズル休みをしていることが発覚した。本市では、届出どおりの休暇を取っているかどうかのチェック体制があるのか、答弁願う。

給与費等の公表の意義は、直接市民に適正か否かを判断してもらうことにあるので、市民が理解しやすいよう広報紙やチラシでの公表に踏み切るべきと思う。市民の様々な不満や批判に応えるには、人件費問題を聖域化せずにオープンな姿勢で市民の理解を求めることが当然であると思うが、答弁を願う。

## 「二回目の市長答弁」

職員の意識改革については、指摘のとおり、職員の意識改革を図るためには、私を含め全職員の意識改革が必要であると認識している。現在、課長職以下の昇任は全て昇任試験の結果によることとしたほか、職員の手による庁舎内外の清掃などを実施することにより、全体の奉仕者としてのコ

スト意識や新しい課題、困難な課題へ積極的に対応するなど、意識改革の芽がこれまで以上に大きく育ち始めている。今後においては、この芽がさらに大きく花開き、常に問題意識を持ち自己啓発できる職員として実を結ぶよう、職員研修などを効果的に活用する中で、より一層の意識改革に向け、取り組む所存である。改革や発想、行動の転換については、松野議員も御発言されている収納率向上対策について、市税等収納プロジェクトチームを立ち上げ、今年度内には全管理職職員が、また、次年度以降については、全職員が滞納整理に取り組むべく準備をしているところである。

社会の変化に対応し、地方自治体もそのあり方を大きく変えていかなければならない状況を考えて、こうした改革の発想や行動の転換を進めることは、これからの行政運営を図る上で、極めて重要なこととなる。

特別休暇のチェック体制については、その事実を厳密に確認した上で付

与しているのので、理解を願う。は、現在ホームページで公表している内容等を精査し、広報紙において公表して参る。

給与費の公表について

## 議会の動き

### ●織物等産業振興対策特別委員会

・日 時 十二月十八日

織物等産業振興対策特別委員会を開会する前に、織物工場等現地視察を行い、議題「本市の織物産業について」「観光まちづくりコンサルティング事業について」調査・研究が行われました。

### ●演習場対策特別委員会

・日 時 平成二十年一月三十日

「北富士演習場使用協定更新に伴う申入れについて」「北富士演習場使用協定更新について」委員並びに議員の考え方を反映させるべく多くの意見がありました。

・日 時 平成二十年二月六日

「使用協定更新に伴う要望事項(案)について」「周辺整備五カ年計画(案)について」の執行者提案に対して活発な議論が行われました。

### ●議員全員研修会

・日 時 平成二十年二月五日

ジャパネットククス、ジャパネットクリエイション、ギフト・ショー等に出展することを目的として平成十九年度富士吉田産地織物展が東京ビックサイトにおいて開催されましたので、この中からギフト・ショー等を織物等産業振興対策特別委員会の委員並びに議員が視察を行い、地場産業の織物業に対する研修を行いました。

### ●議員合同研修会

二月十五日に山梨県市議会議長会の主催による合同研修会が甲州市民文化会館で開催され、講師に大阪市立大学院創造都市研究科准教授の永田潤子氏をお招きし、「一九九五年以降の自治体改革を考える」NPMによる行政運営」と題して公演があり、議員として今後の業務に役立てるべく、見識を深め、研鑽を積んだ研修でありました。

### 臨時会の開催

平成二十年第一回臨時会は、平成二十年一月三十日（会期一日間）開催された。

○議案第一号

平成十九年度富士吉田市一般会計補正予算（第五号）

内容は、今回歳入歳出にそれぞれ一億八千四百三十七万五千円を追加し、総額を百七十八億六千五百十六万六千円とするものであります。

歳入では、国庫補助金一億千四百六十六千円、前年度繰越金三千八百三十万八千円等を増額するものであります。

歳出では、補助道路整備事業費補償金一億六百二十二万四千円、公有財産購入費三千九百二十一万三千円、工事請負費六百万円、公債費元金償還金千七百三十二万二千円、社会福祉費扶助費千三百六十六万円等を増額するものであります。

また、補助道路東富士一号線整備事業（平成十九・二十年継続事業）の継続費につきまして、総額・年割額を変更するものであります。

○議案第二号

平成十九年度富士吉田市下水道

事業特別会計補正予算（第三号）

内容は、今回歳入歳出にそれぞれ六億七千七百八十六万六千円を追加し、総額を二十二億五百七十八万円とするものであります。歳入では、下水道債六億七千七百四十万円、一般会計繰出金四十六万六千円を増額するものであります。歳出では、公債費元金償還金六億七千七百八十六万六千円を増額するものであります。

○議案第三号

平成十九年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第二号）

内容は、今回資本的収入及び支出につきまして、収入を一億二千二百六十万円増額し、総額を三億五千六十三万六千円とし、支出を一億二千二百六十八万五千円を増額し、総額を五億四千六百三十四万三千円とするものであります。資本的収入では、企業債一億二千二百六十万円を増額し、資本的支出では、企業債償還金一億二千二百六十八万五千円を増額するものであります。

議案第一号から議案第三号までは、可決されました。

### 議案の処理結果（平成20年第1回臨時会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第1号	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算第5号	可決	歳入歳出にそれぞれ1億8,437万5千円を追加し、総額を178億6,516万6千円とするもの。
議案第2号	平成19年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第3号	可決	歳入歳出にそれぞれ6億7,786万6千円を追加し、総額を22億5,178万円とするもの。
議案第3号	平成19年度富士吉田市水道事業会計補正予算第3号	可決	収入を1億2,260万円増額し、総額を3億5,063万6千円とし、支出を1億2,268万5千円増額し、総額を5億4,634万3千円とするもの。

## 議案の処理結果（12月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第72号	富士吉田市税条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	納税しやすい環境整備を行う観点から国民健康保険税及び介護保険料の納期を現行の4期から8期に変更するなど、所要の改正を行うため、制定するもの。
議案第73号	富士吉田市長期継続契約の締結の関する条例の制定について	可決	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約についても長期継続契約の締結ができるようになったことから、所要の規定を整備するもの。
議案第74号	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算第3号	可決	歳入歳出からそれぞれ2億1,541万5千円を減額し、総額を178億98万8千円の提案に対し、（仮称）市民文化エリア整備費の委託料の内、実施設計費33,132千円を除いた総額177億6,785万6千円の修正案が提案されたが、否決。
議案第75号	平成19年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第2号	可決	歳入歳出にそれぞれ2,496万2千円を追加し、総額を59億6,676万4千円とするもの。
議案第76号	平成19年度富士吉田市水道事業会計補正予算第1号	可決	資本的支出の建設改良費を902万5千円増額し、総額を4億2,347万3千円とするもの。
議案第77号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
議案第78号	平成19年度富士吉田市一般会計補正予算第4号	可決	歳入歳出からそれぞれ1億2,019万7千円を減額し、総額を176億8,079万1千円とするもの。
議案第79号	平成19年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第2号	可決	歳入歳出からそれぞれ26万2千円を減額し、総額を15億7,391万4千円とするもの。
議案第80号	平成19年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第3号	可決	歳入歳出にそれぞれ105万1千円を追加し、総額を59億6,781万5千円とするもの。
議案第81号	平成19年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第3号	可決	歳入歳出からそれぞれ153万3千円を減額し、総額を24億4,781万3千円とするもの。
議案第82号	平成19年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算第1号	可決	歳入歳出からそれぞれ331万1千円を減額し、総額を1億8,967万2千円とするもの。
議案第83号	平成19年度富士吉田市水道事業会計補正予算第2号	可決	資本的支出の建設改良費を18万5千円増額し、総額を4億2,365万8千円とするもの。
議案第84号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	榊勲氏（上吉田3丁目13番21号）を選任するもの。
議案第85号	人権擁護委員の推薦について	同意	堀内きぬよ氏（上吉田5581番地の1）を選任するもの。
議案第86号	教育予算の拡充と教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
議案第87号	駐車規制及び駐車許可制度の運用に関わる警察庁通達の見直しを求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。